

私有道路の市道編入取扱要綱

平成10年12月24日決裁

平成17年10月4日変更決裁

平成27年11月5日変更決裁

平成28年11月22日変更決裁

令和2年4月22日変更決裁

令和2年11月24日変更決裁

令和3年3月3日変更決裁

令和6年1月4日変更決裁

(目的)

第1条 この要綱は、私有道路の市道編入に関し、都市計画法第32条による帰属（以下「帰属」という。）又は寄附を受け入れる場合における道路の基準及び手続きを定め、もって市道路網の整備充実を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「道路後退部分」とは、次の各号に掲げる道路をいう。

- (1) 建築基準法第42条第1項第1号道路とするための道路後退部分
- (2) 建築基準法第42条第2項又は第43条第2項第2号に基づく岐阜県開発審査会基準による道路後退部分
- (3) 都市計画法第29条による道路のうち、道路後退部分
- (4) 前各号のほか、市長が特別の事由があると認める任意の道路後退部分

2 この要綱において「位置指定道路」とは、建築基準法第42条第1項第5号による道路をいう。

3 この要綱において「開発道路」とは、都市計画法第29条による道路のうち、第1項第3号に掲げる道路を除く幅員6メートル以上の道路をいう。

4 この要綱において「その他の道路」とは、前各項及び角切りのほか、市長が特別の事由があると認める道路をいう。

(帰属又は寄附の条件)

第3条 帰属又は寄附を受け入れる私有道路は一般交通の用

に供する道路で、この要綱に定める基準等に適合するものでなければならぬ。

2 帰属又は寄附を受け入れる私有道路は地目変更登記がされており、すべての私権の行使が行われていないものであるとともに、所有者から無償で帰属又は寄附する旨の申出があるものでなければならぬ。

3 帰属又は寄附を受け入れる私有道路は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

(1) 道路後退部分

(2) 位置指定道路

(3) 開発道路

(4) 角切り

(5) その他の道路

4 道路後退部分の帰属又は寄附については、接道する路線ごとに、建築敷地の間口の全てでなければならぬ。

5 その他の道路のうち、幅員五メートル未満の道路については、地目変更登記がされた日から一年を経過したものでなければならぬ。

(道路の位置)

第4条 その他の道路の位置は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

(1) 両端が国道、県道又は市道に接続している。

(2) 一端を国道、県道又は市道に接続している袋路状道路で、道路に面して出入口のある建物が複数建築されている。

2 帰属又は寄附を受け入れる私有道路の位置が市の計画にある場合にあっては、市の計画に沿ったものでなければならぬ。

(道路の構造基準)

第5条 帰属又は寄附を受け入れる私有道路の形状及び構造の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、道路後退部分及び角切りについては、第1号の規定を除くものとする。

(1) 道路幅員は四メートル以上あり、袋路状道路の幅員五メートル未満のものについては三十五メートル以内ごと

に自動車の転回広場が設けられていること。

(2) 道路は厚さ五十ミリメートル以上のアスファルト舗装がされていること。

(3) 道路には道路用既製鉄筋コンクリート側溝第三種を使用した有蓋路面排水用側溝が両端に整備されており、延長十メートルにつき一箇所程度に車道用鋼製グレーチング蓋が設けられていること。ただし、次の場合は、申請者は道路管理者と協議のうえ整備方法を定めるものとする。

ア 地形等により排水用側溝を両端に整備しがたい。

イ 既に排水用側溝が設置された道路を後退により拡幅する。

(4) 道路は同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所は見通しの良い箇所とし、角地の隅角が百二十度未満の場合の角切りは隅角を挟む二等辺三角形とし、その斜辺が三メートル以上確保されていること。ただし、両側に角切りを設けることが困難な場合は、斜辺が五メートル以上の角切りが設けられていること。

(5) 道路の縦断勾配は六パーセント以下、横断勾配は一・五～二・〇パーセントで、階段状でないこと。また、道路後退により道路拡幅を行う場合は、既設との連続性や平坦性が確保できるよう処置を行うこと。

(6) その他、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十一号）及び岐阜県道路設計要領に従った道路であること。

2 角切りの寄附において、位置指定道路、開発道路又はその他の道路の帰属又は寄附を伴わない場合、その形状は前項第4号の規定によらず、原則として三メートル以上の斜辺を有する二等辺三角形とする。

（寄附申込）

第6条 私有道路の寄附を申し出ようとする者は、寄附申込書（別記第一号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 位置図

(2) 公図の写し

- (3) 地積測量図
 - (4) 登記簿の全部事項証明書
 - (5) 平面図、縦断図、横断図及び構造図等
 - (6) 施工写真（出来形管理写真を含む）
 - (7) その他市長が必要と認めるもの
- （検査）

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、道路の位置及び構造等についてこの要綱に適合しているかどうかについて、検査しなければならない。

（通知）

第8条 市長は、前条の規定により検査をした結果この要綱に適合していると認めたときは、申込者に対して寄附承諾書（別記第二号様式）により通知するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱によりがたい事項については、別に市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 私有道路の市道編入取扱要綱（平成九年一月二十日決裁）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に建設されている私有道路で廃止前の私有道路の市道編入取扱要綱に適合しているものの取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成二十七年十一月五日から施行する。

この要綱は、平成二十八年十一月二十二日から施行する。

この要綱は、令和二年四月二十二日から施行する。

この要綱は、令和二年十一月二十四日から施行する。

この要綱は、令和三年四月一日から施行する。

この要綱は、令和六年一月四日から施行する。